

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○告示（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ）の一部改正	(漁業管理課) <2・2 掲示> 2
○特定水産資源の採捕の停止の命令	( " ) <" > 2
○高知県議会定例会の招集	(政策企画課) 2
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 2
○道路の区域決定	(道 路 課) 2
○道路の供用開始（2件）	( " ) 2
落札公告	
○落札者等の公告	(警察本部会 計課) 3

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第3号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表2の表及び3の表中

「

検定職種	金額	
	35歳未満の者	その他の者

」

を

「

検定職種	金額	
	25歳未満の在職者	その他の者

」

に改め、同表備考4中「35歳未満の者」を「25歳未満の在職者」に、「35歳に達していない」を「25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後において、この規則による改正前の高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則別表の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第94号の2

令和3年3月高知県告示第233号(令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和4年2月2日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

3の(11)中「1.2トン」を「0トン」に改め、3の(12)中「0.8トン」を「0トン」に改める。

高知県告示第94号の3

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和4年2月及び同年3月)の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年2月4日から同年3月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年2月2日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第134号

高知県議会定例会を、令和4年2月22日に高知県議会会議事堂に招集する。

令和4年2月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第135号

宿毛市宿毛の一部地区並びに与市明地区、香美市土佐山田町角茂谷、物部町安丸及び五王堂並びに香北町大東の各一部地区、安芸郡北川村野川の一部地区、安芸郡馬路村馬路の一部地区、安芸郡芸西村久重の一部地区、土佐郡土佐町田井並びに境の各一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区、高岡郡佐川町四ツ白、二ツ野並びに永野の各一部地区並びに高岡郡四万十町野地、秋丸並びに天ノ川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月15日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

- (1) 宿毛市
(2) 香美市
(3) 北川村
(4) 馬路村
(5) 芸西村
(6) 土佐町

- (7) 中土佐町
(8) 佐川町
(9) 四万十町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 宿毛市宿毛の一部及び与市明
平成29年度及び平成30年度
(2) 香美市土佐山田町角茂谷、物部町安丸及び五王堂並びに香北町大東の各一部
令和元年度及び令和2年度
(3) 安芸郡北川村野川の一部
平成28年度から令和元年度まで
(4) 安芸郡馬路村馬路の一部
平成30年度及び令和元年度
(5) 安芸郡芸西村久重の一部
令和元年度及び令和2年度
(6) 土佐郡土佐町田井及び境の各一部
平成27年度及び平成28年度
(7) 高岡郡中土佐町久礼の一部
令和元年度及び令和2年度
(8) 高岡郡佐川町四ツ白、二ツ野及び永野の各一部
令和元年度及び令和2年度
(9) 高岡郡四万十町野地、秋丸及び天ノ川の各一部
平成26年度及び平成27年度

3 成果の名称

- (1) 宿毛市地籍図及び地籍簿
(2) 香美市地籍図及び地籍簿
(3) 北川村地籍図及び地籍簿
(4) 馬路村地籍図及び地籍簿
(5) 芸西村地籍図及び地籍簿
(6) 土佐町地籍図及び地籍簿
(7) 中土佐町地籍図及び地籍簿
(8) 佐川町地籍図及び地籍簿
(9) 四万十町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和4年2月15日

高知県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、令和4年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 吾桑停車場
3 道路の区域

Table with 3 columns: 区間, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 須崎市吾井郷字小濱ノ前乙481番5地先から須崎市吾井郷字太郎乙858番1地先まで, 7.6, 407.

高知県告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 吾桑停車場
3 道路の区域

Table with 3 columns: 供用開始区間, 延長(メートル), 供用開始年月日. Row 1: 須崎市吾井郷字小濱ノ前乙481番5地先から須崎市吾井郷字太郎乙858番1地先まで, 407, 令和4年2月15日.

高知県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年2月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 清王新田貝ノ川
3 道路の区域

Table with 3 columns: 供用開始区間, 延長(メートル), 供用開始年月日. Row 1: 幡多郡大月町春遠字ウスギ131番1から幡多郡大月町春遠字ナバエ, 320, 令和4年2月15日.

キ98番2まで

## 落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年2月15日

高知県警察本部長 熊坂 隆

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知警察署初度調達物品（机・椅子・キャビネット） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
有限会社内田文昌堂 高知市本町一丁目3番21号
- 5 落札金額  
63,651,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和3年11月2日